

令和6年10月22日開催
第3回立川市第4次学校教育
振興基本計画検討委員会時点
※今後修正が入る予定

立川市第4次学校教育振興基本計画 (素案の案)

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和〇(202〇)年
立川市教育委員会

文字のフォントについては、ユニバーサルデザイン(UD)フォントを使用しています。

目 次

第1章	はじめに	2
1	計画の目的	2
2	計画策定の経緯	2
3	他計画との関係	3
4	計画期間	4
第2章	計画策定にあたって	5
1	国の動き	5
2	東京都の動き	9
3	立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況	11
4	立川市の学校教育を取り巻く状況	16
5	立川市の学校教育における課題	22
第3章	計画の体系	25
1	計画の方向性	25
2	計画の基本方針	27
3	計画の体系図	28
第4章	事業の展開と今後の方向性	30
	基本方針1 学校教育の充実	31
	基本方針2 特別支援教育の推進	43
	基本方針3 学校教育環境の充実	50
	基本方針4 学校給食の提供と食育の充実	57
	基本方針5 教育行政の推進	65
	基本方針6 公共施設マネジメントの推進	70
第5章	計画の推進にあたって	73
1	市長部局との連携・協力	73
2	関係者との連携・協力	73
3	新たに検討や対策が必要となる事項への対応	74
4	計画の進捗管理	74
資料編		75
1	用語解説	76
2	基礎データ	77
3	計画策定体制・経過	81

作成中

第1章 はじめに

1 計画の目的

立川市第4次学校教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するとともに、本市の上位計画である立川市第5次長期総合計画・前期基本計画で定められている6つの施策「学校教育の充実」、「特別支援教育の充実」、「学校教育環境の充実」、「学校給食の提供と食育の充実」、「教育行政の推進」及び「公共施設マネジメントの推進」を実現するための個別計画として、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を見据えた計画的、長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定め、それを実現するための基本施策や取組項目を示す計画として策定しました。

2 計画策定の経緯

平成18（2006）年に改正された教育基本法により、「地方公共団体は地域における教育の振興を図るため、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと（第16条第3項）」や、「政府が定める計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないこと（第17条第2項）」が新たに規定されました。これを受けて立川市教育委員会は、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て、平成22（2010）年12月に立川市学校教育振興基本計画を策定しました。

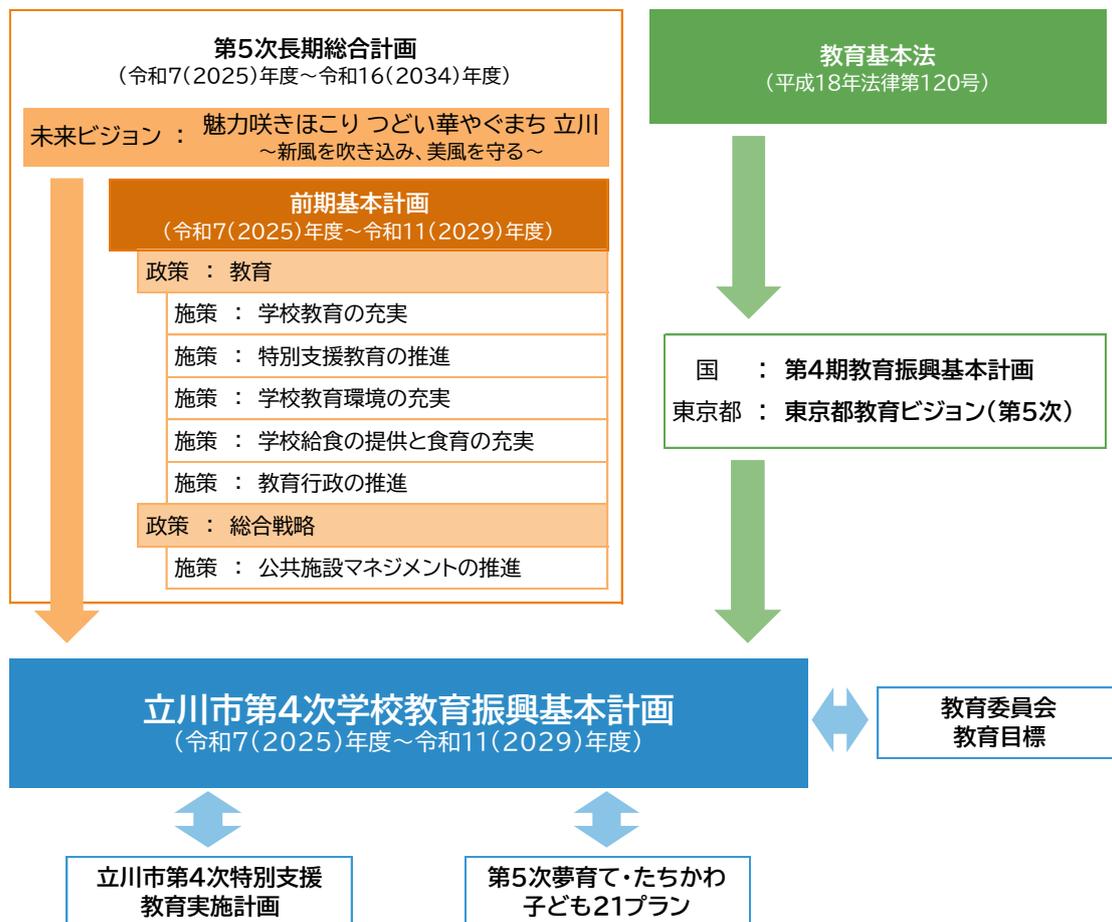
その後、それまでの計画の成果と課題を踏まえた上で、今後の方向性と取り組むべき事務事業を明示するため、平成27（2015）年度に立川市第2次学校教育振興基本計画、令和2（2020）年度に立川市第3次学校教育振興基本計画を策定しました。

立川市第3次学校教育振興基本計画の計画期間が令和6（2024）年度末であることから、立川市第4次学校教育振興基本計画はその方向性を引き継ぎ、令和7（2025）年度

以降の5年間の立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性等を定めるため、教育委員会や学識経験者・公募市民等で構成する立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会での協議を経て策定しました。

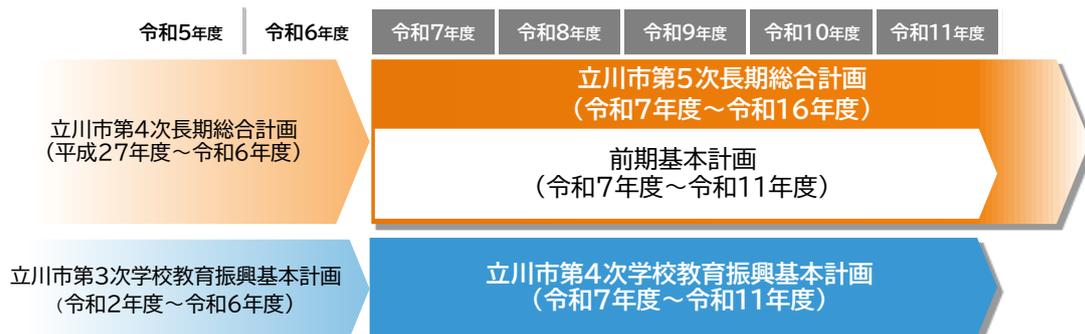
3 他計画との関係

計画策定にあたっては、国の第4期教育振興基本計画を参酌するとともに、東京都の東京都教育ビジョン（第5次）を参考にしながら策定しています。また、本市の上位計画である立川市第5次長期総合計画や関連する立川市第4次特別支援教育実施計画等の個別計画との整合を図っています。なお、本計画での対象範囲は、生涯学習や図書館活動の分野については個別計画が別途策定されていることから、小学校、中学校の教育施策と、それに関連する施策としました。



4 計画期間

立川市第5次長期総合計画・前期基本計画の計画期間と整合を図り、令和7（2025）年度を初年度とする5年間を計画期間とします。



第2章 計画策定にあたって

1 国の動き

関係法令の改正

国では直面する各種課題に対応する「平成29～31年にかけて改訂された学習指導要領等の実施」、「学校における働き方改革」、「GIGAスクール構想」、「小学校35人学級の計画的整備」、「小学校高学年教科担任制の推進」といった新たな施策を進めるため、関係法令の改正を行いました。

平成31(2019)年4月には学校教育法が一部改正され、教育の情報化に対応するため、必要に応じて「デジタル教科書」を使用することができるようになりました。また、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために、令和3(2021)年4月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正されました。

教員に関する法改正としましては、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、教育職員免許法が令和4(2022)年7月に、教育公務員特例法が令和5(2023)年4月に改正されました。

学校教育法の改正

- 教育の情報化に対応し、令和2(2020)年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができる措置を講ずる。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

- Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要。

- 一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

教育公務員特例法及び 教育職員免許法の改正

- 校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備する。
- 普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

学習指導要領等の改訂

学習指導要領とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。おおよそ10年に1回改訂されていて、直近では、平成29（2017）年・30（2018）年・31（2019）年に改訂がされています。教科書や時間割はこれを基に作られています。

平成29～31年学習指導要領改訂の 基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する以前の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

第4期教育振興基本計画の策定

国の第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）は、令和5（2023）年6月16日に閣議決定されました。第4期の計画は、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本的な方針と16の教育施策の目標、基本施策及び指標を示しています。

2つのコンセプト

- 持続可能な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

5つの基本的な方針

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭でともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

中央教育審議会の動向

中央教育審議会は中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、文部科学大臣の諮問に応じて教育の振興などの重要事項について意見を述べるため、平成13（2001）年1月6日付けで文部科学省に設置されました。

近年の答申として平成31（2019）年1月25日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が提出され、学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするため、学校における働き方改革の実現に向けた方向性と施策の一体的な推進が必要であると提言されました。

また、令和3（2021）年1月26日に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」、令和4（2022）年12月19日に「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が提出されました。本答申では、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としています。

令和5（2023）年3月8日に先述の「次期教育振興基本計画について（答申）」として、先述の「第4期教育振興基本計画」が答申されました。

令和6（2024）年8月27日には、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」が提出され、学校・教師が担う業務の適正化や働き方改革の実効性の向上のためPDCAサイクルの構築、小学校中学年における教科担任制の推進、支援スタッフのさらなる配置の充実等、学校の望ましい環境整備を行うことが示された他、教師の処遇改善等にも触れられています。

2 東京都の動き

東京都教育ビジョン（第5次）の策定

東京都教育委員会は、東京都の教育振興基本計画として、東京都教育ビジョン（第5次）を令和6（2024）年3月に策定しています。同計画は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間で東京が目指す教育のために取り組むべきこととして、「自ら未来を切り拓く力の育成」、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」、「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」の3本の柱を掲げ、その達成に向けた12の「基本的な方針」と30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示しています。

I 自ら未来を切り拓く力の育成	
基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① これからの社会を生きるために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得
	② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	③ デジタルトランスフォーメーション(DX)時代を生き抜く人材の育成
	④ 新たな価値の創造に向けた専門的能力・職業実践力の育成
	⑤ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育の推進
3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥ 異なる言語や文化、価値を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成
	⑦ 豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成
4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	⑧ 我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成
	⑨ 自分の希望する将来への道がつながっていることを実感できる学びの実現
5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑩ SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成
	⑪ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実
	⑫ 他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進
	⑬ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑭ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進
	⑮ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進
	⑯ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

II 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実	
基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
7 教育のインクルージョンの推進	⑰ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実
	⑱ 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備
8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	⑲ 様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実
	⑳ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実
9 家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進	㉑ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進
	㉒ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進

III 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化	
基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成	㉓ 新たな学びを担う優れた教員の養成・確保
	㉔ 教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上
	㉕ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職の育成
11 学校における働き方改革等の推進	㉖ 教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備
	㉗ 教員一人ひとりの健康保持の実現
12 質の高い教育を支える環境の整備	㉘ 公益財団法人東京都教育支援機構(TEPRO)との連携による学校支援の充実
	㉙ 質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備
	㉚ 幅広い年代の都民の学習機会の充実

3 立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況

立川市第3次学校教育振興基本計画は、令和2（2020）年度以降の5年間を見据えた計画的・長期的な視野に立った立川市の学校教育が目指す基本的・総合的な方向性を定めるとともに、それを実現するための基本施策や取組事業を示すため、令和2（2020）年7月に策定された計画で、3つの基本方針、9つの基本施策、68の取組を設定し取り組んできました。

計画に掲げた事業の取組状況は、全体を通じて概ね順調に推移していますが、一部には課題も見られます。これらの基本施策の取組指標の状況については、次のとおりとなっています。

なお、達成状況については、計画策定中の令和6（2024）年度に振り返りを行ったことから、令和5（2023）年度までの記載となっています。

基本方針1 学校教育の充実

基本施策1 学力の向上

取組指標 1	全国学力・学習状況調査の平均正答数を100としたときの達成率（①小学校6年生、②中学校3年生）
指標の 考え方	各取組の総合的な結果として、学力が定着している児童・生徒が増加する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
①小学校6年生	未実施	100.5%	99.5%	99.5%	—	105.0%
②中学校3年生	未実施	106.1%	103.0%	105.2%	—	105.0%
現状分析	全国学力学習状況調査の平均正答率は、小学校6年生は全国平均程度であり、中学校3年生は全国平均を上回ることができました。今後も目標達成に向け、授業改善の推進や個に応じた指導・支援の充実に努めます。					

基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進

取組指標
2

道徳授業地区公開講座への参加者数

指標の
考え方

地域・保護者と連携した道徳教育が推進されることにより、公開講座への参加者数が増加する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
参加者数	未実施	1,790人 ※	3,329人 ※	5,383人 ※	—	11,000人
現状分析	感染症対策の観点から様々な制限があったものの、オンライン配信を行うなど、学校・家庭・地域が一体となって生命を尊重する教育を推進することができました。今後も工夫した取組により、道徳教育の推進に努めていきます。					

※道徳授業地区公開講座開催時に来校して参加した人数。(オンラインにて開催した学校の視聴者数は含まず)

基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進

取組指標
3

全国体力調査におけるシャトルラン(小学校)・持久走(中学校)の全国平均得点を100としたときの達成率(①小学校5年生、②中学校2年生)

指標の
考え方

各取組の総合的な結果として、体力が向上する児童・生徒が増加する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
①小学校5年生	未実施	97.5%	97.2%	95.8%	—	101.1%
②中学校2年生	未実施	100.2%	99.1%	97.6%	—	101.9%
現状分析	全国平均と比較すると、小学校・中学校ともに持久力が低い状況です。各学校の現状を分析し、体力向上に資する取組を引き続き推進していきます。					

基本方針2 教育支援と教育環境の充実

基本施策4 特別支援教育の推進

取組指標
4

発達障害等により特別な指導・支援を受けている児童・生徒数

指標の
考え方

各取組の総合的な結果として、特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が、特別な指導・支援を受けられるようになる。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
児童・生徒数	486人	552人	513人	552人	—	620人
現状分析	在籍学級との連携や指導目標を明確にした新ガイドラインに沿った取組から、増加傾向にあります。また、小学校低学年から利用経験があり、中学校入学と同時に利用するケースが増加しており、引き続き特別な指導・支援を受けられるよう取り組んでいきます。					

基本施策5 学校運営の充実

取組指標
5

1か月当たり80時間を超える時間外労働をしている教員の割合

指標の
考え方

教員の業務の効率化が進むことにより、時間外労働をしている教員の割合が減少する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
1か月当たり80時間を超える時間外労働をしている教員の割合	21.7%	24.7%	18.7%	16.0%	—	0.0%
現状分析	月80時間を超える時間外労働をしている教員の割合は減少しています。引き続き学校運営に係る人的支援等に取り組み、教職員の働き方改革を進めていきます。					

基本施策6 教育環境の充実

取組指標
6

体育館照明のLED化実施済校数

指標の
考え方

学校の施設環境の向上が進むことにより、体育館照明のLED化実施済みの学校数が増加する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
学校数(累計)	16校	26校	26校	26校	—	28校
現状分析	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、体育館照明におけるLED化の設備改修工事が実施できませんでした。令和3年度には10校実施し、累計で小中学校28校中26校となりました。今後は、前期施設整備計画において建替えが決定した学校について、建替え時にLED化を実施する予定です。					

基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

基本施策7 ネットワーク型の学校経営システムの構築

取組指標
7

教育活動の実施にあたり連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数

指標の
考え方

連携・協力を得ながら教育活動が推進することで、件数が増加する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
件数	1,150件	1,292件	1,588件	1,742件	—	1,500件
現状分析	教育活動の充実に向け連携・協力を得た事業所・機関・団体・個人の件数は1,500件を超えました。引き続き、コミュニティ・スクールとして地域や企業等と連携した学習に取り組みます。					

基本施策8 幼保小中連携の推進

取組指標
8

小中学校が連携した教育活動の実施回数

指標の
考え方

小中学校の連携が進むことで、連携した教育活動の実施回数が増加する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
件数	145回	181回	215回	160回	—	190回
現状分析	中学校区ごとに小中連携の取組を工夫して実施しました。あいさつ運動は5校区で、部活動体験や体験授業は3校区で実施しました。引き続き、小中学校の連携を推進します。					

基本施策9 児童・生徒の安全・安心の確保

取組指標
9

学校管理下における傷病事故件数

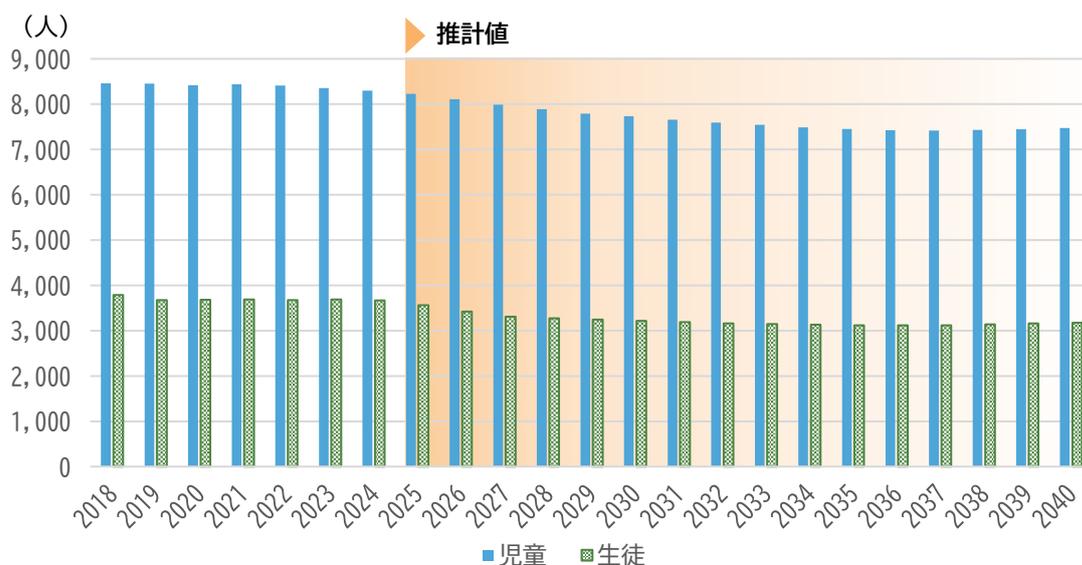
指標の
考え方

児童・生徒を守る取組が推進されることにより、学校管理下における傷病事故件数が減少する。

区分	計画期間					目標
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度
傷病事故件数	381件	428件	446件	321件	—	420件
現状分析	感染症まん延以前の状況に戻りつつある教育活動の中で、学校管理下における傷病事故件数も、以前の状況まで戻るような傾向にありますが、活動が増えた中でも傷病事故件数の大幅な増加は抑えられています。今後も、児童・生徒を守る取組を推進します。					

4 立川市の学校教育を取り巻く状況

児童・生徒数



(出典)立川市教育委員会調べ

令和5(2023)年9月に立川市がまとめた将来人口推計をもとに教育委員会で算出[※]した令和7(2025)年以降の学級編制児童・生徒数の推計値では、令和6(2024)年と比較し児童・生徒数共に緩やかに減少して推移することが見込まれます。

※令和7(2025)年以降の推計値は令和2(2020)年～令和6(2024)年度にわたる増減率(入学時学級編制児童数/前年学区人口×100)の平均値を適用

学校施設の現況

(令和6年4月1日現在)

小学校				
学校名	建築年	敷地面積(㎡)	校舎面積(㎡)	体育館面積(㎡)
第一小学校	平成26年	11,512	7,320	876
第二小学校	昭和40年	13,150	6,071	852
第三小学校	昭和41年	11,808	5,422	871
第四小学校	昭和38年	15,141	5,586	883
第五小学校	昭和39年	15,624	7,117	868
第六小学校	昭和40年	11,137	5,217	868
第七小学校	昭和40年	15,144	3,868	1,006
第八小学校	昭和40年	19,610	7,108	1,041
第九小学校	昭和41年	12,370	5,769	718
第十小学校	昭和38年	15,716	5,807	782
西砂小学校	昭和42年	14,978	6,139	738
南砂小学校	昭和45年	9,626	4,524	749
幸小学校	昭和46年	16,165	5,901	768
松中小学校	昭和46年	16,144	6,108	735
大山小学校	昭和47年	16,508	5,410	756
柏小学校	昭和52年	16,728	6,302	882
上砂川小学校	昭和58年	12,419	5,434	852
新生小学校	昭和43年	15,516	6,342	710
若葉台小学校	令和3年	15,978	9,380	1,212
計		275,274	114,825	16,167

(令和6年4月1日現在)

中学校				
学校名	建築年	敷地面積(㎡)	校舎面積(㎡)	体育館面積(㎡)
立川第一中学校	昭和35年	16,720	6,699	1,428
立川第二中学校	昭和35年	25,234	7,466	1,765
立川第三中学校	昭和35年	17,975	7,267	1,713
立川第四中学校	昭和39年	17,213	7,084	1,541
立川第五中学校	昭和39年	19,007	7,552	1,597
立川第六中学校	昭和49年	21,260	7,477	975
立川第七中学校	昭和53年	21,746	7,342	新設中
立川第八中学校	昭和53年	18,097	6,919	1,392
立川第九中学校	昭和54年	17,992	7,211	1,397
計		175,244	65,017	11,808

立川市には、市立小学校が19校、市立中学校が9校あります。学校施設は昭和30年代から40年代に建てられたものが多く、ほとんどの校舎が50年以上経過しています。そのため、「公共施設保全計画」に基づき、平成26（2014）年度より計画的に学校施設等の長寿命化に取り組み、これまでに大規模改修を第五小学校、第六小学校、第七小学校、第八小学校、第九小学校、南砂小学校の6校で行いました。また、平成26（2014）年度に第一小学校を建て替えるとともに、令和2（2020）年度にけやき台小学校と若葉小学校が統合した若葉台小学校の新校舎を、けやき台小学校跡地に建設しました。

今後は公共施設の再編に取り組む「公共施設再編個別計画」及び「前期施設整備計画」に基づき、学校施設の複合化を含めた建替えや改修を行っていきます。令和6（2024）年度は、第二小学校、立川第五中学校、立川第三中学校、第三小学校の順で建替えに向け検討を進めています。

このような計画とは別に、体育館へ空調機設置や照明LED化を実施しました。また、小学校35人学級に伴う普通教室の不足に対応するため、小学校3校の校舎増築工事を実施しました。このほか、プール、体育館、校庭などの必要な改修・修繕を順次行っていきます。



若葉台小学校

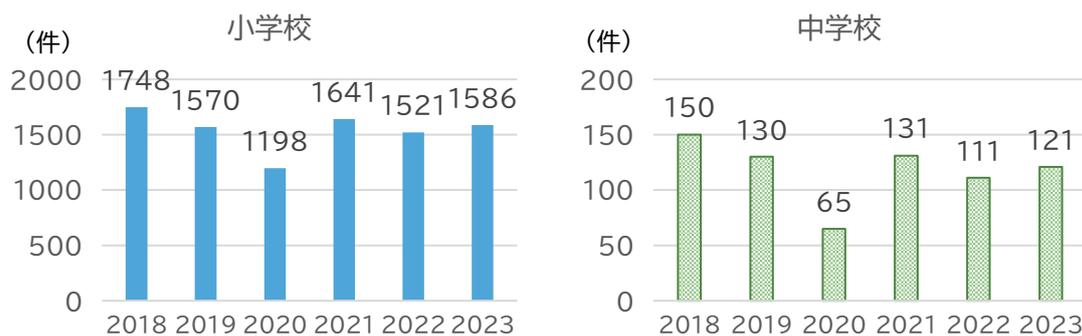
不登校児童・生徒数



(出典)教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書
(以下「点検・評価表」という。)

「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(令和5(2023)年10月 文部科学省)によると、全国の不登校児童・生徒数は10年連続で増加し、過去最多となっています。立川市の不登校児童・生徒数も近年増加傾向にあり、令和4(2022)年度は小学校不登校児童数192人、中学校不登校生徒数273人となっています。

いじめ認知件数

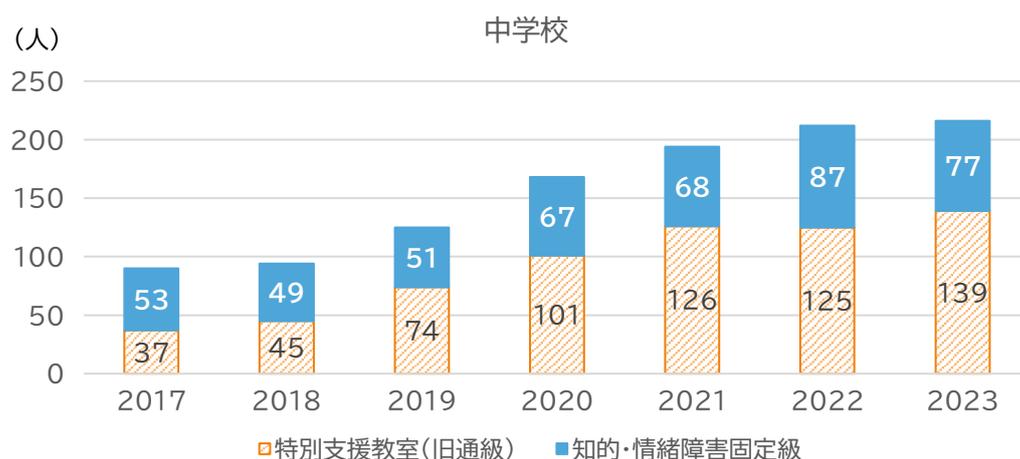
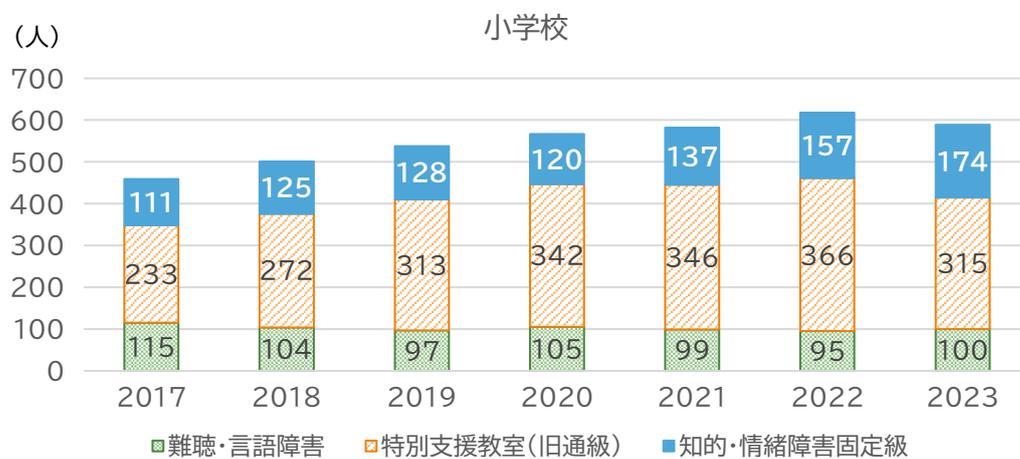


(出典)点検・評価表

全国の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると増加傾向にあります。立川市におけるいじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2(2020)年度に減少したものの、令和3(2021)年度以降は新型コロナウイルス感染症流行前と同水準となっています。

特別支援学級等利用内訳

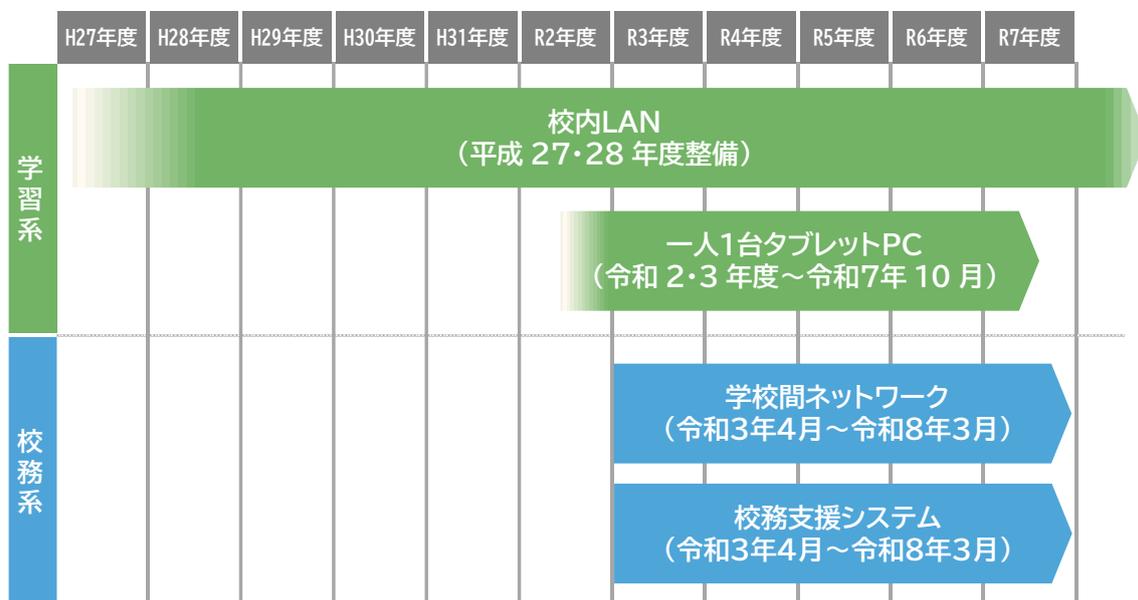
(各年度5月1日現在)



(出典)点検・評価表

特別支援学級等の利用者数は、小学校では知的・情緒障害固定級の利用者数が増加傾向にあります。また、特別支援教室は、平成31(2019)年度以降300人を超えて推移しています。中学校では、知的・情緒障害固定級と特別支援教室の利用者数は共に増加傾向にあります。

ICT 環境の整備状況



立川市の小中学校における ICT 環境の整備については、児童・生徒の情報活用能力の育成のために、機器の導入やインターネット接続環境の整備などを順次進めてきました。学習系としては、平成 27・28（2015・2016）年度に校内 LAN、令和 2・3（2020・2021）年度に一人 1 台タブレット PC を整備しました。また、校務系としては、令和 3（2021）年 4 月に学校間ネットワークと校務支援システムが稼働しました。

一人 1 台タブレット PC や学校間ネットワーク、校務支援システムについては、契約終期に伴い令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度を目途に更新する必要があります。

5 立川市の学校教育における課題

計画の策定にあたり、国や東京都の動向、立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況、学校教育を取り巻く状況等を踏まえて、現時点での課題を以下のとおり整理しました。

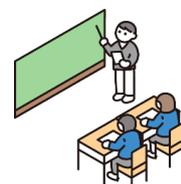
学びの充実について

全国学力・学習状況調査の結果からも児童・生徒の学力向上は継続的な課題と言えます。児童・生徒一人ひとりの学習進度や発達段階等の状況に応じた「個別最適な学び」の充実を図る必要があります。また、子ども達の学力・学習意欲を高めるため、教員の指導力や資質・能力の向上を図ることが求められます。

子ども同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と学び合う「協働的な学び」の機会を確保し、他者を思いやる豊かな心を育み、様々な社会の変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるような資質・能力を育成することが求められます。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学校における基盤的なツールとなる ICT も最大限活用しながら「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められます。

- ➡ 基本方針1 学校教育の充実
- ➡ 基本方針3 学校教育環境の充実



不登校・いじめ対策について

不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、多様な教育機会の確保や支援体制の充実などが求められます。不登校児童・生徒一人ひとりのニーズに対応した、誰一人取り残さないきめ細やかな教育の充実が必要です。

また、いじめの認知件数は新型コロナウイルス感染症流行前と同水準となっており、今後も学校と教育委員会が連携していじめ防止対策に取り組む必要があります。

他者への思いやり、自他の生命や人権を尊重する教育を推進し、豊かな心を育む教育を推進することが求められます。

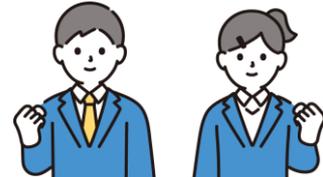
- ➡ 基本方針1 学校教育の充実



特別支援教育の充実について

特別支援学級・特別支援教室の利用者数は増加傾向にあり、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの特性に合わせた教育を行うための環境整備や支援体制が求められています。また、利用者のニーズに対応した校内支援体制の充実が求められている中、教職員の特別支援教育に関する専門性や授業力等を高めていくことが必要と考えられます。

➡ 基本方針2 特別支援教育の推進



教員の働き方改革について

1か月当たり80時間を超える時間外労働をしている教員の割合は、減少傾向にあります。子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題がより複雑化・多様化してきている中、ICT環境整備等による業務の効率化や業務支援のための人員配置、指導体制の充実等により、教員の働き方改革をさらに進めることが求められます。

➡ 基本方針1 学校教育の充実

➡ 基本方針3 学校教育環境の充実



ICT環境について

先述のとおり、ICTは「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に必要不可欠なツールであるとともに、教師の長時間勤務を解消し、働き方改革を実現する上でも大きな役割を果たしています。ICTは、学校現場において必須のものであり、今後の利用増加によりネットワークへの負荷が増大することから、安定して利用することのできる環境整備が求められます。

➡ 基本方針3 学校教育環境の充実



安全・安心な給食提供について

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえでも重要な役割を果たしています。近年の食材料価格の高騰や食物アレルギーのある児童・生徒の増加等の社会環境の変化に適切に対応し、国が定める「学校給食衛生管理基準」を満たす、安全・安心な栄養バランスのとれた給食の提供を安定して継続することが求められています。

…➤ 基本方針4 学校給食の提供と食育の推進



児童・生徒について

令和7（2025）年以降の児童・生徒数は、緩やかに減少して推移することが見込まれます。今後の児童・生徒数の推移を注視するとともに、地域の特性や課題など様々な要因に留意しながら、教育的視点に基づく学校規模の適正化を進める必要があります。

…➤ 基本方針5 教育行政の推進

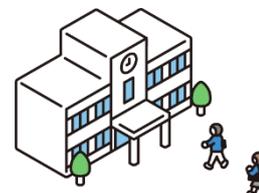


学校施設について

学校施設については、ほとんどが建設されてから50年以上経過しています。老朽化が進んでいる中、児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保するために適切な維持管理を行うとともに、計画的に学校施設を更新していくことが求められます。

…➤ 基本方針5 教育行政の推進

…➤ 基本方針6 公共施設マネジメントの推進



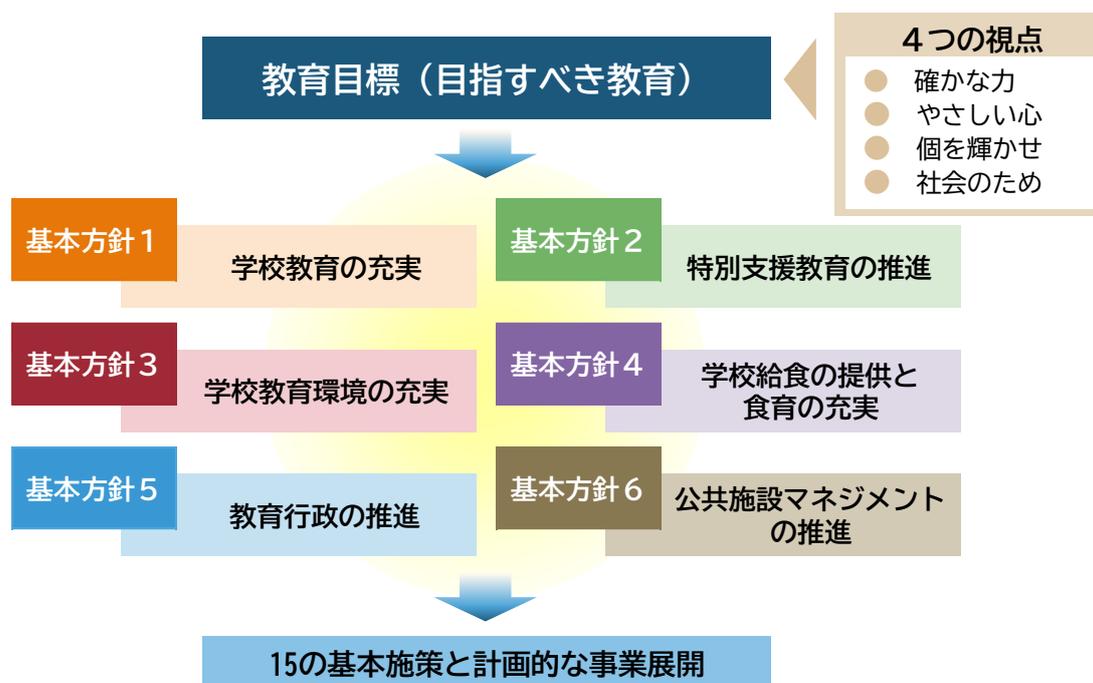
第3章 計画の体系

1 計画の方向性

義務教育9年間は、子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う重要な時期です。また、子どもたちは、未来のまちを担うかけがえのない存在であり、まちづくりの主人公といえます。

立川市教育委員会は、学校教育の充実を図り、学校と行政及び市民が協働して子どもたちの学力向上とともに次代を担う「立川市民」としてその育成に積極的に取り組んでいきます。

具体的には、今後5年間を見据えた本市学校教育の方向性として、「学校教育の充実」、「特別支援教育の推進」、「学校教育環境の充実」、「学校給食の提供と食育の充実」、「教育行政の推進」及び「公共施設マネジメントの推進」を基本方針として掲げ、15の基本施策に基づき計画的に事業を展開していきます。



立川市教育委員会の教育目標

立川市教育委員会は、教育基本法の本質にのっとり、公共の本質を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、新しい文化の創造を目指す。

本市のまちづくりの将来像「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の実現のために、生命尊重と人間尊重の本質を基調とし、家庭教育、学校教育及び社会教育の緊密な連携のもとに、すべての市民が生涯を通じて自主的に学び、充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現と、子どもたちが心身ともに健康で知性に富み、道徳心と体力を育み、人間性豊かに成長することを願う

- 生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立とうとするひとづくり
- いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶひとづくり
- いきいき健康、生涯スポーツを目指すひとづくり
- 歴史や伝統文化を継承し発展させるひとづくり
- 国際社会で主体的に貢献し活躍するひとづくり

に向けた教育を推進する。

(平成 27 (2015) 年 4 月 16 日立川市教育委員会決定)

立川市の目指す子どもの姿

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、我がまちの未来を拓く市民である。また、子どもたち一人一人は、市民の一員として他者やまちと関わり、社会に貢献することを通して、豊かで潤いのある人生を歩む存在となることが大人の願いである。

本計画では、こうした考えのもと、立川市の目指す子ども像を、

- 「知」・「徳」・「体」の調和のとれた力を備えた子ども
- 生涯にわたって自己を高めようと努力する子ども
- まちを知り、まちに愛着をもち、まちのよさを受け継ぐ子ども
- まちや社会と主体的に関わり、貢献しようとする子ども

と定めます。

2 計画の基本方針

「立川市教育委員会の教育目標」や「立川市の目指す子どもの姿」の実現に向け、施策展開の視点や事業展開の方向性として、6つの基本方針を掲げます。

基本方針

1

学校教育の充実

「知」「徳」「体」の調和のとれた総合的な力を育み、学校・家庭・地域の連携により、児童・生徒を健全に育成します。

特別支援教育の推進

障害の有無にかかわらず、自己肯定感や自信を持って、どこにおいても安全に楽しく学校生活を送ることを支援します。

基本方針

2

基本方針

3

学校教育環境の充実

児童・生徒が充実した学校生活を送れるよう、教育環境を整備します。

学校給食の提供と食育の充実

安全で安心な栄養バランスのとれた給食の提供を行い、児童・生徒を健全に育みます。

基本方針

4

基本方針

5

教育行政の推進

子どもを取り巻く学びの環境が変化するなかで、積極的に教育行政を推進します。総合的な教育行政の政策を立案し、社会の変化に対応した効果的な教育施策を推進します。

公共施設マネジメントの推進

公共施設の再編と計画的な更新を進めるとともに、市の公有財産を有効に活用し、効率的な管理を行います。

基本方針

6

3 計画の体系図

基本施策

施策の展開



基本施策

施策の展開

基本方針

4

学校給食の提供と食育の充実

11 学校給食事業の適切な運営

- 1 東・西調理場の管理運営 …P. 59
- 2 学校給食費の徴収管理 …P. 60

12 安全で安心な給食の提供と食育の充実

- 1 安全・安心な給食提供の推進 …P. 62
- 2 食育支援の推進 …P. 64

基本方針

5

教育行政の推進

13 総合的な教育行政の企画と推進

- 1 教育施策の推進 …P. 67
- 2 持続可能な環境の整備 …P. 67

14 学校施設環境の維持管理と充実

- 1 良好な学校施設の維持 …P. 69
- 2 小中学校における太陽光発電及び蓄電池の設置 …P. 69

基本方針

6

公共施設マネジメントの推進

15 公共施設の計画的な更新

- 1 学校施設の更新 …P. 72

第4章 事業の展開と今後の方向性

基本方針の構成

● 基本方針

施策展開の視点や事業展開の方向性として掲げるものです。組織的には、課レベルで取り組む内容となります。

● 施策の展開

基本方針の実現のため、基本施策をどのように展開するか記載しています。

基本方針 1 学校教育の充実

基本施策 1 学力・体力の向上

施策の展開 1 確かな学力の育成

- 1-1-① 基礎的・基本的な知識・技能等の習得
- 1-1-② 教員研修の充実
- 1-1-③ ICT機器を活用した授業改善の推進
- 1-1-④ 外国語教育の推進

施策の展開 2 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

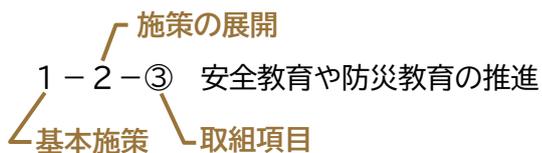
- 1-2-① 健康教育の推進
- 1-2-② 地域の力を活用した取組の推進
- 1-2-③ 安全教育や防災教育の推進

● 基本施策

基本方針に基づき、計画期間に実施する施策を示しています。組織的には、係レベルで取り組む内容となります。

● 取組項目

施策の推進のために、計画期間に実施する取組を記載しています。



基本方針 1 学校教育の充実

基本施策 1 学力・体力の向上

施策の展開 1 確かな学力の育成

- 1-1-① 基礎的・基本的な知識・技能等の習得
- 1-1-② 教員研修の充実
- 1-1-③ ICT機器を活用した授業改善の推進
- 1-1-④ 外国語教育の推進

施策の展開 2 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

- 1-2-① 健康教育の推進
- 1-2-② 地域の力を活用した取組の推進
- 1-2-③ 安全教育や防災教育の推進

基本施策 2 豊かな心を育む教育の推進

施策の展開 1 豊かな心の育成

- 2-1-① 人権教育の推進
- 2-1-② 道徳教育の推進
- 2-1-③ いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- 2-1-④ 自他の生命を尊重する取組の推進
- 2-1-⑤ 立川市民科を中心とした文化的な教育活動の推進

施策の展開 2 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実

- 2-2-① 様々な困難を抱える児童・生徒への支援
- 2-2-② 不登校児童・生徒への支援
- 2-2-③ 幼保小中連携の推進

基本施策 3 円滑な教育活動の推進

施策の展開 1 学校への適切な支援

- 3-1-① 学校教育の支援
- 3-1-② 外国にルーツをもつ児童・生徒への支援

施策の展開 2 地域・社会の教育資源の活用

- 3-2-① 地域・社会の教育資源活用による環境整備
- 3-2-② 中学校部活動の地域連携・地域移行

施策の展開 3 学校・家庭・地域の連携

- 3-3-① コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進
- 3-3-② 主体的に社会に関わる児童・生徒の育成
- 3-3-③ 情報発信

基本施策 4 教職員の適正配置

施策の展開 1 優れた教員の配置

- 4-1-① 教員の人材育成
- 4-1-② 教員の適正配置

施策の展開 2 学校における働き方改革等の推進

- 4-2-① 教職員の意識改革
- 4-2-② 人的支援の活用
- 4-2-③ 教職員保健衛生

基本施策 1

学力・体力の向上

現 状

- 立川市教育委員会や各学校の教育目標の実現に向け、全校を研究
独自校として指定し、学習指導力や学校組織力の向上に資する取
組を推進しています。
- 算数・数学科や外国語科において、習熟度別指導を行い、児童・生
徒の習熟の程度に応じたきめ細かい学習指導の充実を図っていま
す。

主な課題

- 研究や教職員研修により得た情報について、校内に広く還元する
とともに、効果的な取組について、自校に生かしていく必要があり
ます。

指 標	全国学力・学習状況調査の平均正 答率を 100 とした時の達成率 (① 小6 ②中3)	基準値	目標値
		(R5年度)	(R11年度)
		①99.5%	①105%
		②105.2%	②105%

指標の 考え方

全国学力・学習状況調査の平均正答率との比較により、児童・生徒の
学力定着の状況を把握し、学力向上につなげます。

施策の展開 1 確かな学力の育成

児童・生徒一人ひとりの学習の進度や興味・関心、発達段階等に応じた学びを実現するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進します。

取組項目

1-1-① 基礎的・基本的な知識・技能等の習得

算数・数学科や外国語科における習熟度別指導や、小学校における教科担任制の一層の充実を図ります。

1-1-② 教員研修の充実

市内全ての教員に対し、職層に応じた資質・能力の向上や「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善に向け、研修の充実を図ります。

1-1-③ ICT 機器を活用した授業改善の推進

タブレット PC や電子黒板等の ICT 機器を効果的に活用した分かりやすい授業や、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図り、授業改善を推進します。

1-1-④ 外国語教育の推進

英語学習に対する学習意欲を高め、確かな英語力とコミュニケーション能力の育成に向け、TGG GREEN SPRINGS（立川）や外国語指導助手（ALT）を効果的に活用します。

施策の展開 2 健やかな体と健康で安全に生活する力の育成

学校におけるスポーツとの多様な関わり方を含めた健康教育を推進するとともに、危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力の向上を図ります。

取組項目

1-2-① 健康教育の推進

スポーツとの多様な関わり方（する・みる・支える・知る）を通じた取組や、各学校の実情を踏まえた体育的活動（一校一取組運動）を推進するとともに、発達段階に応じた健康に関する指導を外部講師等も活用しながら推進します。

1-2-② 地域の力を活用した取組の推進

小学校において、民間等屋内プール施設を活用した水泳授業への移行を進めていきます。また、中学校の部活動において、地域スポーツ団体やプロスポーツ団体、近隣大学等と連携した地域連携・地域移行を段階的に進めます。

1-2-③ 安全教育や防災教育の推進

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けるため、安全教育や防災教育の推進を図ります。

基本施策 2

豊かな心を育む教育の推進

現 状

- 生命を尊重する教育、道徳教育や人権教育の推進、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組を推進しています。
- 多様な支援が必要な児童・生徒及びその保護者に対し、スクールカウンセラーや学校支援員などによる支援に取り組んでいます。不登校児童・生徒やその保護者への支援として、学校からの要請に応じ、スクールソーシャルワーカーを派遣しています。

主な課題

- 豊かな心を育む様々な活動を継続するとともに、教職員、地域、関係機関等と連携し、生命と人権を守る教育を徹底していく必要があります。
- 児童・生徒の心的状況を丁寧に把握するとともに、児童・生徒やその家族を取り巻く環境がより複雑化していることを踏まえ、外部人材を活用した授業の充実や、支援の強化を図る必要があります。

指 標

毎日楽しく学校に通っている児童・生徒の割合（①小学生 ②中学生）

基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
①87.8%	①90.0%
②84.9%	②87.0%

指標の考え方

豊かな心、互いを尊重する心が育まれることを把握するため、児童・生徒アンケートにより、楽しく学校に通っている児童・生徒の割合を活用します。

施策の展開 1 豊かな心の育成

他者を思いやり、自他の生命や人権を尊重する教育を推進します。

取組項目

2-1-① 人権教育の推進

様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実を図ります。

2-1-② 道徳教育の推進

児童・生徒の豊かな心を育成するため、道徳科の全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳科を要として道徳教育を推進します。また、道徳授業地区公開講座の内容の充実を図り、学校・保護者・地域と連携した道徳教育を推進します。

2-1-③ いじめの未然防止・早期発見・早期対応

「立川市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等の対策を推進するとともに、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した取組の一層の充実に努めます。また、外部人材を活用した「いじめ防止授業」に取り組みます。

2-1-④ 自他の生命を尊重する取組の推進

児童・生徒が自らの命を絶つことがないようにするため、SOS の出し方に関する教育を推進します。また、学校と家庭とで協力し、児童・生徒の不安や悩みを適切に把握し、スクールカウンセラーや関係機関と連携して不安や悩みの解消に努めます。

2-1-⑤ 立川市民科を中心とした文化的な教育活動の推進

地域に根差した探究的な学習である立川市民科の取組を中心として、市近隣施設等を活用し、日本及び立川の伝統・文化への理解や、国際理解教育を推進します。

施策の展開 2 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実

子どもたちの心身の健やかな成長に向けたサポートの充実を図ります。

取組項目

2-2-① 様々な困難を抱える児童・生徒への支援

全ての学校において、多角的なアセスメントに基づく組織的な対応ができるよう、児童・生徒への心理調査を実施し、学校生活における意欲の向上や不登校の未然防止を図ります。また、虐待を受けている児童・生徒やヤングケアラー等に気付き、関係機関へ適切につなぐなど、様々な困難を抱える児童・生徒への支援を進めます。

2-2-② 不登校児童・生徒への支援

各学校内に教室以外で過ごすことができる居場所や対応する支援員等の積極的な活用を図ります。また、教育支援センターや不登校対応巡回教員・スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を進めます。

2-2-③ 幼保小中連携の推進

就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児と児童が交流したり、幼稚園、保育園と小学校の教員が幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたりします。また、中学校区ごとに教職員間の交流や研修の充実を図り、小中連携を推進します。

基本施策 3

円滑な教育活動の推進

現 状

- 学校運営や指導についてスクールロイヤーは、法的見解・根拠に基づき助言を行います。
- 市内の全小中学校がコミュニティ・スクールとして学校運営協議会を設置し、学校運営に取り組んでいます。

主な課題

- 多様化する保護者対応、地域への対応に関連して、教職員の対応力を一層高めていく必要があります。
- 地域の特色を踏まえ、地域に根差した学校づくりの充実に向けて、保護者や地域の方々と一緒に考え、協働していく双方向の関係づくりを一層進める必要があります。

指 標

保護者や地域との連携による学校経営を行っていると感じている保護者の割合（①小学校 ②中学校）

基準値
(R5年度)

①83.5%
②78.4%

目標値
(R11年度)

①85.0%
②80.0%

指標の 考え方

地域の特色を踏まえ、地域に根差した学校づくりの状況を把握するため、保護者アンケートにより、保護者や地域との連携による学校経営を行っていると感じている割合を活用します。

施策の展開 1 学校への適切な支援

多様な背景をもち、様々な困難を抱える児童・生徒に対し、多面的な支援を行います。

取組項目

3-1-① 学校教育の支援

児童・生徒一人ひとりが安全・安心に学校生活を過ごすことができるよう、学校運営の実情や必要性に応じて、学校支援員等を適切に配置します。

3-1-② 外国にルーツをもつ児童・生徒への支援

外国にルーツをもつ児童・生徒が、日常生活や、授業を理解する上で必要な日本語の能力を身に付けられるよう、通訳協力員による支援や ICT 機器の活用、日本語教室の案内などを行います。

施策の展開 2 地域・社会の教育資源の活用

地域や事業者と連携して、教育環境等の整備を図ります。

取組項目

3-2-① 地域・社会の教育資源活用による環境整備

学校の教育活動をより充実させるため、地域の様々な資源を活用して、児童・生徒の活動環境や教育環境を整備・確保します。また、校外学習や移動教室、修学旅行などの体験的活動の充実が図られるよう、学校を支援します。

3-2-② 中学校部活動の地域連携・地域移行

関係団体や大学などの様々な資源を活用して、中学校部活動の地域連携・地域移行を段階的に推進していきます。

施策の展開 3 学校・家庭・地域の連携

学校教育を通じてよりよい社会を創るために、地域人材や物的資源を活用して、学校・家庭・地域が連携した教育を推進し、地域全体で子どもたちの成長を支えます。

取組項目

3-3-① コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進

地域や市内外の多様な資源を、授業や児童・生徒への支援等に積極的に活用し、地域と連携した教育活動をより一層推進します。地域と学校をつなぐ地域学校コーディネーターを中心として地域学校協働活動を充実させ、地域人材を活用した学校支援を組織的に展開します。

3-3-② 主体的に社会に関わる児童・生徒の育成

主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進し、自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現できるように、立川市民科等の充実を図ります。

3-3-③ 情報発信

保護者や地域の方々に学校を知ってもらうことで関係を深め、「みんなで子どもを育てる」環境をつくるため、学校公開や学校ホームページの内容の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。



立川市民科で探究的な学びを実践
幸小学校「地域の自慢を紹介しよう」



立川市民科で地域の方々と交流
立川第五中学校 地域交流会「砂川楽」
ちぎり絵（うちわ作り）

基本施策 4 教職員の適正配置

現 状

- 東京都教育委員会と適切に連携を図り、教職員の適正配置を行います。
- 教員の働き方改革として、出退勤システムによる教職員の勤務時間の実態を把握するとともに、スクールサポートスタッフや副校長補佐を配置し、教員や副校長への業務支援を行いました。
- 学校保健安全法に基づき教職員の健康診断を実施しています。また、希望者には肺がん検診、消化器検診、子宮がん・乳がん検診を実施しています。

主な課題

- 各種支援員等の活用により、教員の働き方改革は進んできているものの、依然として勤務時間の長い教員が多い状況にあります。
- 循環器検診や結核検診は各学校への巡回実施より、一斉検診の要望もあり、検診方法が課題です。

指 標

時間外在校等時間が1か月あたり
45時間超の教員

基準値
(R5年度)

64%

目標値

(R11年度)

0%

指標の 考え方

学校における働き方改革等を推進し、時間外在校等時間が減少することで、教員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境づくりにつながります。

施策の展開 1 優れた教員の配置

本市の教育理念を理解し、これからの教育を担う優れた人材を育成するとともに、公募制度等を活用して教員の適正配置を行います。

取組項目

4-1-① 教員の人材育成

研修や研究の機会を確保し、継続的・計画的な人材育成を進めていきます。

4-1-② 教員の適正配置

児童・生徒の学びの環境を支えるために、東京都教育委員会と連携を図り、公募制度等も活用し、教員の資質、能力、適性等を生かした適材適所の教員配置を行います。

施策の展開 2 学校における働き方改革等の推進

業務の効率化や指導体制の充実を進めることにより、教職員が心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを進めます。

取組項目

4-2-① 教職員の意識改革

校務支援システムの効果的な活用や、在校等時間の見える化、管理職の働きかけ等により、教員一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方ができるようになります。

4-2-② 人的支援の活用

小学校における教科担任制等を進めるとともに、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を推進し、役割分担の見直しや、副校長補佐、スクールサポートスタッフ、エデュケーションアシスタント、部活動指導員などの外部人材を活用することにより、教員の業務負担を軽減します。

4-2-③ 教職員保健衛生

教職員を対象とした検診及び健康診断、ストレスチェックなどを実施し必要に応じて受診勧奨やメンタルヘルス相談につなげます。

※担当課：学務課

基本方針 2 特別支援教育の推進

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会で検討中のため、
基本方針2は骨子部分のみ記載しています。

基本施策5 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

施策の展開1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

- 5-1-① 特別支援学級等の整備・運営支援
- 5-1-② 発達障害等のある児童・生徒に対する切れ目のない支援体制の充実

施策の展開2 児童・生徒の安全・安心の確保

- 5-2-① 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備
- 5-2-② バリアフリーの整備

基本施策6 学校における指導の充実

施策の展開1 指導体制の充実

- 6-1-① 教職員の専門性向上
- 6-1-② 校内体制の充実

施策の展開2 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

- 6-2-① 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

施策の展開3 特別支援教育の理解啓発

- 6-3-① 交流及び共同学習の充実
- 6-3-② 副籍制度による交流活動の推進
- 6-3-③ 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

基本施策7 相談・連携体制の充実

施策の展開1 就学相談

- 7-1-① 就学相談機能の充実
- 7-1-② 就学における関係機関との連携

施策の展開2 教育相談

- 7-2-① 教育相談機能の充実
- 7-2-② 教育相談における関係機関との連携

基本施策 5

連続性のある多様な学びの場と支援の充実

現 状

- 国はインクルーシブ教育システムの構築において、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要であるという見解を示しています。本市は、これまで多様な学びの場を整備してきましたが、保護者等から、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設を求める意見が出ています。また、特別支援教室の開室以降、利用児童・生徒数は増加傾向にあります。

主な課題

- 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な学びの場を選択し、就学後のフォローアップができる学習環境や体制づくりを推進していく必要があります。

指 標

基準値
(R5年度)

目標値
(R11年度)

指標の 考え方

施策の展開 1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

取組項目

5-1-① 特別支援学級等の整備・運営支援

5-1-② 発達障害等のある児童・生徒に対する切れ目のない支援体制の充実

施策の展開 2 児童・生徒の安全・安心の確保

取組項目

5-2-① 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備

5-2-② バリアフリーの整備

基本施策 6

学校における指導の充実

現 状

- 通常の学級を含め市立小中学校に在籍している障害のある児童・生徒の状態は多様となっていることから、すべての教職員が特別支援教育に関する専門性や授業力等を高めていくことが求められています。また、共生社会の形成に向け、将来の社会の担い手である児童・生徒が障害について理解を深めることが求められています。

主な課題

- すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を有したうえで、特別支援学級や通級による指導を担当する教職員を中心として、専門性のある支援が実施できる校内支援体制が必要です。
- 共生社会の形成に向けて、児童・生徒、保護者、学校関係機関等、地域全体で特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

指 標

基準値
(R5年度)

目標値
(R11年度)

指標の 考え方

施策の展開 1 指導体制の充実

取組項目

6-1-① 教職員の専門性向上

6-1-② 校内体制の充実

施策の展開 2 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

取組項目

6-2-① 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

施策の展開 3 特別支援教育の理解啓発

取組項目

6-3-① 交流及び共同学習の充実

6-3-② 副籍制度による交流活動の推進

6-3-③ 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

基本施策 7

相談・連携体制の充実

現 状

- 就学における保護者の相談ニーズは多様化し、合理的な配慮に対する期待度も高まっています。
- 教育相談については、発達と障害に関する相談のほか、いじめや不登校など、学校や家庭生活を巡る様々な相談を受けており、教育の視点だけで捉えて対応することが難しくなっています。

主な課題

- 子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげていくために就学相談・教育相談機能の充実を図るとともに、医療や福祉等、多様な関係機関との連携体制を充実させていく必要があります。

指 標

基準値
(R5年度)

目標値
(R11年度)

指標の 考え方

施策の展開 1 就学相談

取組項目

7-1-① 就学相談機能の充実

7-1-② 就学における関係機関との連携

施策の展開 2 教育相談

取組項目

7-2-① 教育相談機能の充実

7-2-② 教育相談における関係機関との連携

基本方針 3 学校教育環境の充実

基本施策8 教育ICT環境の整備

施策の展開1 教育ICT環境の充実

- 8-1-① ICT環境整備（構築）
- 8-1-② ICT環境整備（活用支援）

基本施策9 就学の機会と安全安心の確保

施策の展開1 義務教育の保障

- 9-1-① 教育費の援助

施策の展開2 登下校時の安全確保

- 9-2-① 通学路の安全・安心
- 9-2-② 通学路の安全・安心（登下校時の見守り活動）

基本施策10 児童・生徒の保健衛生の推進

施策の展開1 健康な体づくり

- 10-1-① 児童・生徒保健衛生
- 10-1-② 学校や医療機関と連携した健康管理の推進
- 10-1-③ 薬物乱用防止の啓発
- 10-1-④ 学校内の環境衛生の確保
- 10-1-⑤ 感染症の予防

基本施策 8 教育 ICT 環境の整備

現 状

- 教員が使う校務系システムについては、校務支援サポーターの訪問支援やサーバメンテナンス等を行うことでセキュリティを確保し、安定的な運用に努めています。
- 教員と児童・生徒が使う学習系システム（タブレット PC）については、故障、破損時の修理対応等、適切に端末を維持管理するとともに、教職員向けのサポートサイトやヘルプデスクにより ICT を活用した授業等の支援を行っています。

主な課題

- 教育 ICT 環境の整備については、授業での活用の増加に伴いデータ使用量が増加するため安定的な利用のためのネットワークの環境整備が必要です。

指 標

国の示すネットワーク推奨帯域を満たす学校数

基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
0校	28校

指標の考え方

学習系システムの通信環境について、国が示す学校規模別の推奨帯域を満たすことで、安定したネットワーク環境が確保できていると判断できます。

施策の展開 1 教育 ICT 環境の充実

学校間ネットワーク・校務支援システム及びタブレット PC の安定的な環境を整備します。また、現在使用している校務系、学習系システムを学校の ICT 環境整備をトータルに考え、より効率的なシステムへ再構築し、保守業者と連携して端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスクの円滑な運用や ICT 支援員の活用など、教員の支援を行うことで全ての子どもたちの学びを保障できる ICT 環境整備を目指します。

取組項目

8-1-① ICT 環境整備（構築）

児童生徒のタブレット PC の更新、クラウドベースの次世代型校務支援システムを導入し教員端末を 1 台化、校務系・学習系 2 つのシステムのネットワークを 1 つに統合し高速大容量の通信ネットワークに対応したネットワーク更改を行います。

8-1-② ICT 環境整備（活用支援）

学習系・校務系システムともに同一保守事業者による統一のヘルプデスク、システム保守、各種機器保守を行うことで教育情報システムの効率的な運用及びセキュリティを確保します。また、教員端末を 1 台化することで教員の場所に囚われない校務作業環境を整備し、教員の働き方改革を実現します。学習系システムにおいては AI デジタルドリル・授業支援ソフト・訪問型 ICT 支援員などを導入し、ICT を活用した教育の質の向上、学習の基盤となる児童・生徒の情報活用能力の育成を実現します。



電子黒板を活用した授業の様子

基本施策 9 就学の機会と安全安心の確保

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助費の支給や日光移動教室・修学旅行の参加費用の一部補助を行い、教育の機会均等と経済的な負担軽減を図っています。 ● 登下校時の安全を確保するため、「立川市通学路安全プログラム」に基づく通学路の合同点検、通学路等安全推進会議の開催、防犯ブザーや地域安全マップの配付、見守り用 GPS 端末の購入助成、学校や通学路への防犯カメラの設置等を行っています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的な格差が教育の格差につながることはないよう、適切な援助の継続が求められています。学校・家庭・地域と連携して通学路の安全安心対策を推進する必要があります。

指 標	通学中における負傷事故件数	基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
		12件	0件

指標の
考え方

登下校時の安全を確保することで、通学中における負傷事故件数が減少します。

施策の展開 1 義務教育の保障

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対する必要な援助の実施や、宿泊を伴う学校行事における保護者の負担軽減に取り組みます。

取組項目

9-1-① 教育費の援助

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学援助費の支給を行います。新しく小中学校に入学する児童・生徒の保護者のうち、一定の条件を満たす保護者に対して、入学前に入学準備金の支給を行います。日光移動教室や修学旅行に参加する児童・生徒の保護者に対して、父母負担軽減補助金の交付を行います。

施策の展開 2 登下校時の安全確保

登下校時の安全確保に向け、交通安全と防犯対策の推進に取り組みます。

取組項目

9-2-① 通学路の安全・安心

学校、保護者、庁内外関係機関と連携し、通学路等安全推進会議の開催や通学路の合同点検を行います。児童を犯罪から守るため、防犯ブザーの貸与と見守り用 GPS 端末の購入助成を行います。通学路の危険箇所等を掲載した地域安全マップの配布と通学路に設置した防犯カメラの維持管理を行います。

9-2-② 通学路の安全・安心（登下校時の見守り活動）

PTA などの協力により、登下校時の見守り活動を行います。また、立川市シルバー人材センターの地域貢献活動として、会員による低学年児童を中心とした下校時の通学路安全見守り活動を行います。



見守り活動の様子（大山小学校）

基本施策 10

児童・生徒の保健衛生の推進

現状

- 毎年6月末までに健康診断を実施し、児童・生徒の健康状態を把握しています。治療等が必要な場合、学校医と連携し、学校から速やかに保護者へ健康診断の結果を伝え、児童・生徒の病気等の早期発見を行っています。

主な課題

- 健康診断に使用する検査機器の老朽化により計画的な買い替えが必要です。
- 国から示されたプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備が必要です。
- 不登校の児童・生徒の健康診断未受診における対応やその勧奨についての検討が必要です。

指標

- ①定期健康診断受診率（児童）
- ②定期健康診断受診率（生徒）

基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
①98.4%	①100%
②94.8%	②100%

指標の考え方

在籍児童・生徒の受診率が向上することで、児童生徒の健康状態が把握でき、健康な体づくりの推進につながります。

施策の展開 1 健康な体づくり

学校と学校医が連携し、児童・生徒の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の確立を図ります。近年、10代～20代の間でオーバードーズと呼ばれる医薬品や市販薬の過剰摂取が急増し社会問題となっており、悩みを相談できる窓口の存在や薬物乱用防止について啓発をしていく必要があります。学校保健安全法に基づき、環境衛生検査を行い、学校内の環境衛生の適切な維持、管理を行います。

学校の教育活動に支障をきたさないよう、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症の予防に努めます。

取組項目

10-1-① 児童・生徒保健衛生

学校保健安全法により定められている児童・生徒結核検診、心臓検診、尿検査、耳鼻科、歯科の定期健康診断を継続して実施します。

10-1-② 学校や医療機関と連携した健康管理の推進

学校保健会などと協議を重ねながら、児童・生徒の健康保持増進をはかり、保護者や地域に向けた啓発にも努めます。

10-1-③ 薬物乱用防止の啓発

薬物乱用防止推進立川市協議会及び関連部署と連携し、立川市薬物乱用ダメ・ゼッタイフェアを通じて、児童・生徒による薬物乱用防止の啓発に継続的に取り組みます。

10-1-④ 学校内の環境衛生の確保

教室内の環境衛生確保を目的とした、適正な環境衛生検査を実施し、現状の把握に努めます。

10-1-⑤ 感染症の予防

学校や学校医及び東京都多摩立川保健所と連携し、感染症に対する基本的な衛生管理として、教室内の換気のほか、手洗い・うがいの励行を継続的に取り組みます。



基本方針4 学校給食の提供と食育の充実

基本施策11 学校給食事業の適切な運営

施策の展開1 東・西調理場の管理運営

- 11-1-① 効率的な事業運営
- 11-1-② 西調理場の管理運営

施策の展開2 学校給食費の徴収管理

- 11-2-① 学校給食費無償化の実施
- 11-2-② 適切な徴収管理の推進

基本施策12 安全で安心な給食の提供と食育の充実

施策の展開1 安全・安心な給食提供の推進

- 12-1-① 衛生的かつ良質な食材料の調達
- 12-1-② 衛生管理の徹底
- 12-1-③ 手づくり給食の推進
- 12-1-④ 食物アレルギー対応の充実

施策の展開2 食育支援の推進

- 12-2-① 食育指導の支援
- 12-2-② 情報発信の強化

基本施策 11

学校給食事業の適切な運営

現 状

- 東調理場の新設に伴い、令和5（2023）年度2学期から東西2つの共同調理場から市内全ての小中学校に共同調理場方式で給食を提供する体制が整備されました。
- 小学校給食費については、市長公約により令和6（2024）年度より無償化しました。中学校給食費については、東京都の補助制度の活用により令和6（2024）年度分を無償化しました。

主な課題

- 民間企業の資金やノウハウを活用する PFI 手法により整備し、平成25（2013）年4月から運営している西調理場は、令和9（2027）年度末で現在の事業契約が終了することから、設備の更新や運営方法の見直しが必要です。
- 中学校給食費については、国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討することが必要です。

指 標

事業モニタリング結果における要求水準達成割合

基準値

(R5年度)

100%

目標値

(R11年度)

100%

指標の考え方

東・西調理場で市及び事業者それぞれが事業モニタリングを適切に実施するなかで、事業契約で市が提示している要求水準が達成されることで、学校給食事業の適切な運営につながります。

施策の展開 1 東・西調理場の管理運営

PFI手法により整備した東・西調理場において、民間企業の資金・ノウハウ等を活用した効率的な事業運営を図るとともに、運営事業者への継続的な事業モニタリングの実施等により、共同調理場の給食提供能力の維持・向上に努めます。

また、令和9（2027）年度末で現在の事業契約が終了する西調理場について、次期事業契約を締結し、安全・安心な給食を安定的に提供します。

取組項目

11-1-① 効率的な事業運営

事業契約において市が提示している要求水準及び事業者の提案事項の達成状況について、市及び事業者それぞれが継続的な事業モニタリングを実施します。

また、市政アドバイザー制度の活用等による有識者からの助言等も踏まえ、民間企業の資金・ノウハウ等を活用する PFI 手法の利点を最大限に生かした効率的な事業運営を図ります。

11-1-② 西調理場の管理運営

現在の PFI 手法による事業契約の事後評価を行い、設備の更新や運営方法の見直し等の検討を行うなかで、令和10年度以降の次期事業契約を締結し、引き続き、安全・安心な給食を安定的に提供します。



東調理場の外観



西調理場の外観

施策の展開 2 学校給食費の徴収管理

国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、学校給食費の無償化を実施します。教職員等の学校給食費については、公会計において適切に徴収管理を行います。

取組項目

11-2-① 学校給食費無償化の実施

引き続き、市長公約による小学校給食費の無償化を実施します。中学校給食費については、国や東京都の補助制度の動向を注視するなかで、今後の無償化の実施を検討します。

11-2-② 適切な徴収管理の推進

教職員等の学校給食費について、給食費管理システム等を活用するなかで、公会計において適切に徴収管理を行います。

基本施策 12

安全・安心な給食の提供と食育の充実

現 状

- 東・西調理場の運営事業者との連携・協力により、国の「学校給食衛生管理基準」を満たす安全・安心な栄養バランスのとれた給食を提供しています。また、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、食物アレルギーのある児童・生徒に安全・安心な給食を提供しています。
- 共同調理場における「食に関する指導の全体計画」に基づき、各学校での給食を活用した食育の充実を支援しています。

主な課題

- 安全・安心な給食であるとともに、成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供することが必要です。また、食物アレルギーのある児童・生徒であっても、他の児童・生徒と同じように充実した給食時間や学校生活を過ごせることが大切です。
- 小中学校9年間を見通した計画的な食育を推進するため、各学校と連携し、小中学校における食育の充実を支援することが必要です。

指 標

学校給食における食物アレルギー事故の発生件数

基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
0件	0件

指標の考え方

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づく食物アレルギー対応を徹底し、学校給食における食物アレルギー事故の発生を防ぐことで、安全・安心な給食の提供につながります。

施策の展開 1 安全・安心な給食提供の推進

衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達し、調理工程及び配送・配膳時の衛生管理を徹底することで、食中毒事故の防止を徹底するとともに、国の基準を満たす安全・安心な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供し、児童・生徒の健康増進に取り組みます。

また、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、関係者の情報共有と各工程での確認を徹底することで、食物アレルギーのある児童・生徒に安全・安心な給食を提供します。

取組項目

12-1-① 衛生的かつ良質な食材料の調達

食材料規格の適正化等により、「立川市学校給食用材料調達事務要綱」を見直すなかで、衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達し、地元農産物の使用拡大を図ります。

また、近年の食材料の物価高騰に対応するなかで、衛生的かつ良質な食材料を適正な価格で安定的に調達します。

12-1-② 衛生管理の徹底

栄養士による東・西調理場の調理工程から配送・配膳までの運営状況の確認、薬剤師会や保健所等の専門機関との連携等により、「立川市学校給食衛生管理基準」及び「学校給食の再開に向けて～立川市学校給食共同調理における食中毒再発防止対策～」に基づく衛生管理を徹底します。

12-1-③ 手づくり給食の推進

栄養士と東・西調理場の運営事業者が連携・協力し、様々な献立や調理工程の工夫を凝らすことにより、大量調理にあっても「手づくり給食」の提供を推進します。

また、給食時間の学校訪問や児童・生徒へのアンケート等を実施するなかで、児童・生徒の喫食状況や要望等を反映した給食の提供に努めます。

12-1-④ 食物アレルギー対応の充実

給食で食物アレルギー対応が必要な全ての児童・生徒に対して、保護者・学校・栄養士が参加する「アレルギー面談」を実施することで、児童・生徒の食物アレルギーの原因食物や症状等を確実に把握し、「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づく対応を徹底します。

また、令和5（2023）年度2学期から始まった中学校での食物アレルギー対応の状況等を踏まえ、「食物アレルギー対応実施手順書」を見直すとともに、学校及び教育委員会それぞれが定期的な教員研修を実施することで、食物アレルギー対応の充実を図ります。なお、教員研修では、平時の対応に加え、エピペン®の使用や迅速な救急車の要請等、東京都の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に沿って適切に救急対応するためのシミュレーション訓練等を行い、緊急時の対応力の向上を図ります。



安全・安心な手づくり給食

施策の展開 2 食育支援の推進

小中学校9年間を見通した計画的な食育を推進するため、共同調理場における「食に関する指導の全体計画」に基づき、各校の「食に関する指導の計画」と連携しながら、小中学校における食育の充実を支援します。

また、保護者等への情報発信を強化することで、食育の大切さや安全・安心な給食提供に対する理解を深めます。

取組項目

12-2-① 食育指導の支援

児童・生徒が「食」への関心を高め、食べることの大切さを理解し、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができるよう、栄養士による給食時間の学校訪問や給食を教材とした食に関する授業支援等を実施します。

また、東・西調理場における小学校の社会科見学や中学校の職場体験等の受け入れ、全ての小中学校への食育ポスターの配布や放送原稿の提供等を行うことで、食育に関する情報発信と食に関する啓発活動を行います。

12-2-② 情報発信の強化

教育委員会やP T A等が主催する試食会、東・西調理場の運営事業者による夏季及び冬季休業期間の親子イベントの開催、インスタグラムを活用した給食写真や調理風景の案内等により、保護者等への給食に関する情報発信等を強化することで、食育の大切さや安全・安心な給食提供に対する理解を深めます。



市栄養士による授業支援の様子

基本方針 5 教育行政の推進

基本施策13 総合的な教育行政の企画と推進

施策の展開1 教育施策の推進

- 13-1-① 教育施策にかかる総合調整や企画立案
- 13-1-② 教育行政の推進
- 13-1-③ 広報活動の推進

施策の展開2 持続可能な環境の整備

- 13-2-① 学校施設の標準規模・適正配置の検討

基本施策14 学校施設環境の維持管理と充実

施策の展開1 良好な学校施設の維持

- 14-1-① 学校施設維持管理
- 14-1-② 学校施設営繕

施策の展開2 小中学校における太陽光発電及び蓄電池の設置

- 14-2-① 災害時等の非常用電源の確保

基本施策 13

総合的な教育行政の企画と推進

現 状

- 今後も児童・生徒数が緩やかに減少して推移することが見込まれています。
- 子ども分野や福祉分野などに跨る課題も散見され、組織横断的に課題解決に取り組んでいます。

主な課題

- めまぐるしく変化する社会情勢に対応するため、総合的な教育行政の充実が求められています。
- 学校が受け入れる児童・生徒数は地域の特性によって異なっており、学級数が学校適正規模に達していない小中学校があります。そのため、教育的視点を踏まえた学校規模の適正化や多様な教育機会の確保に取り組む必要があります。

指 標

教育委員会施策の点検・評価表におけるA評価以上の施策の割合

基準値
(R5年度)

68.4%

目標値
(R11年度)

80%

指標の考え方

点検・評価表のA評価（各施策の目標水準を達成しているとA評価）を増加させていくことを目標にすることで、教育行政の充実につながります。

施策の展開 1 教育施策の推進

新たな教育ニーズに対応した様々な教育施策を企画立案し、積極的に教育行政を推進します。

取組項目

13-1-① 教育施策にかかる総合調整や企画立案

組織横断的な課題に対して総合的な調整を図るほか、新たな教育ニーズ等に対しての政策立案に取り組みます。

13-1-② 教育行政の推進

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施することで、学校教育や社会教育の取組が的確かつ有効に執行されているか、評価・検証します。

13-1-③ 広報活動の推進

教育情報紙「立川の教育」の発行やホームページの充実等により、本市の学校教育や社会教育の取組を広く発信します。



教育情報紙「立川の教育」

施策の展開 2 持続可能な環境の整備

標準規模より学級数が少ない小中学校において、教育的視点や地域特性を踏まえた学校教育環境のあり方を検討します。

取組項目

13-2-① 学校施設の標準規模・適正配置の検討

児童・生徒数の推計値など様々な視点で学校施設の標準規模・適正配置の検討を行い、子どもたちにとってよりよい学校教育環境の確保に取り組みます。

基本施策 14

学校施設環境の維持管理と充実

現 状

- 学校施設の老朽化が進む中、適切な教育環境を維持するための修繕や営繕工事が多い状況が続いております。

主な課題

- 限られた財政状況の中、計画的な改修や施設の維持管理を適切に行い、安全確保に努めていく必要があります。

指 標

維持管理に関する学校からの依頼
に対しての達成率

基準値
(R5年度)

98.6%

目標値
(R11年度)

100%

指標の 考え方

学校からの学校施設等の維持管理に関する依頼に対応することで、安全で快適な教育環境の確保につながります。

施策の展開 1 良好な学校施設の維持

施設・設備の日常点検を実施し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう適正な維持管理に努めます。また、危険箇所や不具合がある場合は、緊急修繕を行うとともに教育上支障が生じることがないように、施設・設備の修繕を実施します。

取組項目

14-1-① 学校施設維持管理

学校の施設・設備の適切な保守管理を行い、安全で快適な教育環境の確保に努めます。

14-1-② 学校施設営繕

危険箇所や不具合が生じた場合は、緊急修繕等に対応するとともに、日頃から施設・設備の点検を行い、教育上支障が生じないよう努めます。

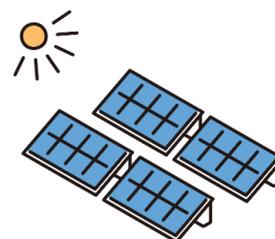
施策の展開 2 小中学校における太陽光発電及び蓄電池の設置

小中学校の建替えや中規模改修を実施する際には、太陽光発電設備を設置するとともに蓄電池と組み合わせ、災害時等の非常用電源として活用します。

取組項目

14-2-① 災害時等の非常用電源の確保

本市におけるエネルギー対策方針に基づき、災害時等の非常用電源として活用できる太陽光発電設備や蓄電池を計画的に整備します。



基本方針 6 公共施設マネジメントの推進

基本施策15 公共施設の計画的な更新

施策の展開1 学校施設の更新

- 15-1-① 第二小学校等複合施設整備事業
- 15-1-② 第五中学校建替事業

基本施策 15

公共施設の計画的な更新

現 状

- 小中学校の施設は昭和 30 年代から 40 年代に建てられたものが多く、老朽化が進んでいます。

主な課題

- 小中学校の施設は老朽化が進んでいるため、早急に更新を進める必要がありますが、急激な物価高騰や建設関係の労働者不足等の課題があり、慎重に進める必要があります。

指 標

各取組項目の整備進捗率（①第二小学校等複合施設整備事業、②第五中学校建替事業）

基準値
(R5年度)

目標値
(R11年度)

① 0%

① 100%

② 0%

② 90%

指標の
考え方

整備進捗率を指標とすることで、更新の進み具合が確認でき、計画的な学校施設の更新につながります。

施策の展開 1 学校施設の更新

令和 10（2028）年度までの建替えや改修などの方向性を示した前期施設整備計画を踏まえ、学校施設の更新を進めます。

取組項目

15-1-① 第二小学校等複合施設整備事業

令和 4（2022）年度に策定した「第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設整備基本計画」に基づき、整備を進めます。

15-1-② 第五中学校建替事業

令和 4（2022）年度に策定した「立川第五中学校整備基本計画」に基づき、整備を進めます。



第二小学校



立川第五中学校

第5章 計画の推進にあたって

1 市長部局との連携・協力

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることや、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置が定められています。

本市においても、平成27(2015)年9月に立川市第4次長期総合計画の基本構想及び前期基本計画の政策「子ども・学び・文化」を本市の教育に関する大綱とする「立川市の教育に関する大綱」が策定されました。また、平成27(2015)年度より総合教育会議が定期的開催されています。

教育は子育て支援や福祉、環境の施策などと深く関連する部分があります。また、子どもを取り巻く課題は、複雑化・多様化しています。特に、保護者の生活困窮や児童虐待などへの対応については、全市的に取り組む必要があることから、引き続き総合教育会議を通じて市長と教育委員会で十分な意思疎通を図るとともに、関係する市長部局と連携・協力を密にし、効果的に施策を推進していきます。

2 関係者との連携・協力

将来のまちづくりを担う子どもたちを育成するためには、社会全体で子どもの成長と自立を支えていく必要があります。計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域の皆様はもとより、学校ボランティアの方々、事業所、大学などとの連携・協力が不可欠です。今後もこれまで以上に、多様な主体の参加と協力を得て、ネットワーク型の教育のさらなる充実を目指していきます。

3 新たに検討や対策が必要となる事項への対応

5年間の計画期間においては、社会状況や教育を取り巻く状況の変化に応じて、新たに検討や対策が必要な課題が発生することが予想されます。また、立川市の教育に関連する国や東京都の動向についても注視していく必要があります。

今後は、これらを踏まえ、逐次計画事業の見直しや新たな方策の検討などを行い、必要な施策を推進していきます。

4 計画の進捗管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や、市の「行政評価（施策評価及び事務事業評価）」等を活用して、計画の進捗を管理するとともに、効果的かつ着実な推進を図ります。

資料編

- 1 用語解説
- 2 基礎データ
- 3 計画策定体制・経過

以下、作成中

1 用語解説

用語解説のイメージ

I

用語	説明
ICT	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関連する技術一般。

P

用語	説明
PFI	Private Finance Initiative の略称。公共事業に民間資金を取り入れて整備する手法で、民間の資金、経営能力、技術力を活用しながら、公共施設などの建設、維持管理、運営などを一体的に行うもの。

あ行

用語	説明
アレルギー対応方針	食物アレルギーの児童が他の児童と同じ様に給食を楽しむこと、また、医師の診断に基づき、安全にアレルギー対応給食を提供することを目指す、学校給食における食物アレルギーの対応方針。
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きるために、平成 10 (1998) 年の学習指導要領改訂の際に子どもたちにはぐくむべき力として示したもので、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。具体的には①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力、などのこと。

2 基礎データ

(1) 児童・生徒数の推移

① 小学校

(各年5月1日現在)

年次	校数	学級数	児童数		
			総数	男	女
平成12年	21	278	8,329	4,299	4,030
13年	21	275	8,377	4,288	4,089
14年	21	279	8,398	4,276	4,122
15年	21	280	8,493	4,322	4,171
16年	20	289	8,678	4,373	4,305
17年	20	295	8,784	4,462	4,322
18年	20	294	8,769	4,425	4,344
19年	20	300	8,863	4,497	4,366
20年	20	299	8,834	4,506	4,328
21年	20	306	8,840	4,528	4,312
22年	20	305	8,834	4,572	4,262
23年	20	310	8,734	4,496	4,238
24年	20	312	8,655	4,441	4,214
25年	20	313	8,620	4,392	4,228
26年	20	309	8,663	4,383	4,280
27年	20	322	8,625	4,361	4,264
28年	20	290	8,549	4,377	4,172
29年	20	297	8,613	4,420	4,193
30年	19	296	8,625	4,411	4,214
令和元年	19	295	8,637	4,442	4,195
2年	19	296	8,599	4,445	4,154
3年	19	300	8,630	4,482	4,148
4年	19	304	8,619	4,447	4,172
5年	19	313	8,586	4,386	4,200
6年	19	314	8,562	4,406	4,156

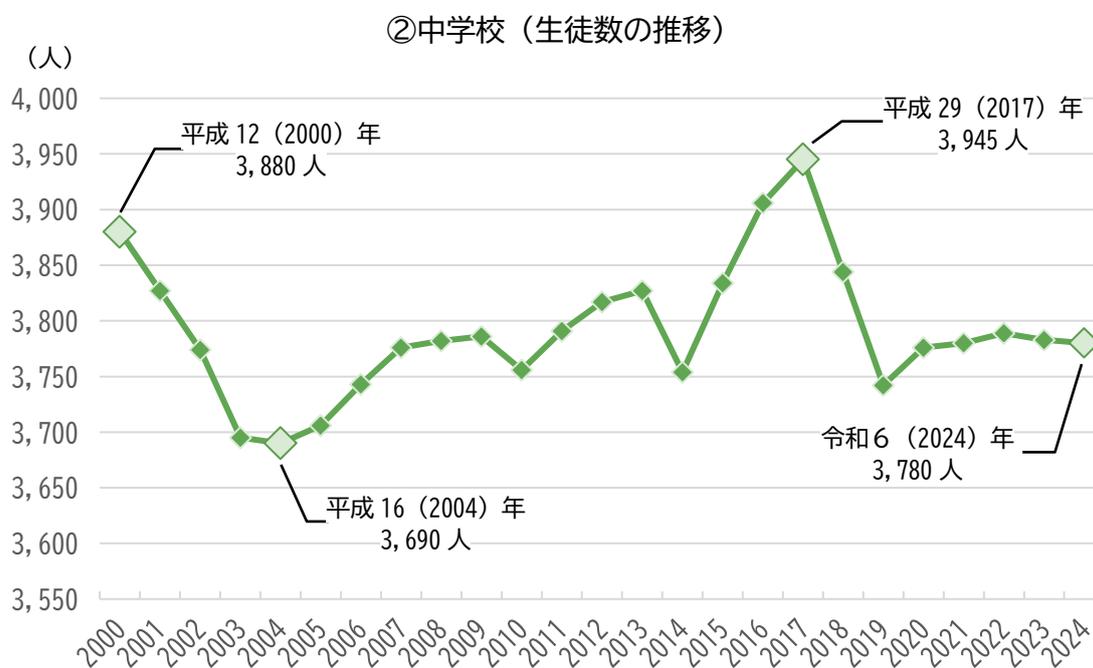
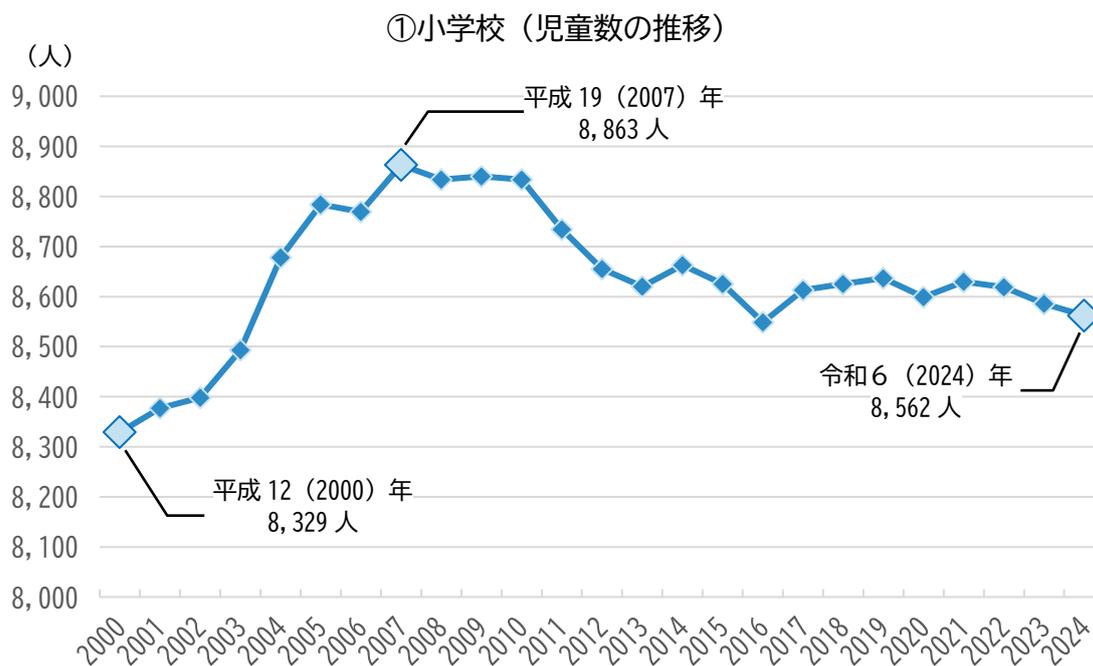
児童数は特別支援学級固定級を含む。学級数は固定級を含む。

② 中学校

(各年5月1日現在)

年次	校数	学級数	生徒数		
			総数	男	女
平成12年	9	116	3,880	1,973	1,907
13年	9	117	3,827	1,938	1,889
14年	9	116	3,774	1,909	1,865
15年	9	113	3,695	1,894	1,801
16年	9	114	3,690	1,912	1,778
17年	9	111	3,706	1,895	1,811
18年	9	115	3,743	1,917	1,826
19年	9	115	3,776	1,891	1,885
20年	9	118	3,782	1,917	1,865
21年	9	114	3,786	1,893	1,893
22年	9	117	3,756	1,888	1,868
23年	9	117	3,791	1,917	1,874
24年	9	121	3,817	1,960	1,857
25年	9	120	3,827	1,974	1,853
26年	9	118	3,754	1,928	1,826
27年	9	123	3,834	1,968	1,866
28年	9	121	3,906	2,016	1,890
29年	9	124	3,945	2,033	1,912
30年	9	119	3,844	1,990	1,854
令和元年	9	118	3,742	1,898	1,844
2年	9	118	3,776	1,897	1,879
3年	9	116	3,780	1,908	1,872
4年	9	121	3,789	1,969	1,820
5年	9	120	3,783	1,980	1,803
6年	9	121	3,780	1,964	1,816

生徒数は特別支援学級固定級を含む。学級数は固定級を含む。



(2) 教育費予算（歳出）の推移

(単位：千円)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
市一般会計	79,297,000	77,896,000	84,007,000	85,392,000	86,372,000	
教育費	13,808,520	9,571,241	10,378,912	14,824,461	12,846,311	
教育総務費	1,236,321	1,533,130	1,507,728	1,718,455	1,807,725	
小学校費	7,119,782	2,173,419	2,620,703	2,257,671	1,722,363	
中学校費	1,344,344	1,234,985	897,141	1,729,429	2,300,897	
社会教育費	1,598,075	1,618,052	2,041,100	2,495,179	2,789,103	
保健体育費	1,444,398	1,992,323	2,285,162	5,559,224	3,204,690	
幼稚園費	1,065,600	1,019,332	1,027,078	1,064,503	1,021,533	
教育費の対前年度比	21.2%	△ 30.7%	8.4%	42.8%	△ 13.3%	
教育費の対市一般会計比	17.4%	12.3%	12.4%	17.4%	14.9%	

(3) 学校給食における地元農産物の使用率

(単位：%)

年度	使用率	年度	使用率
H30 年度	13.5	R3 年度	19.6
H31 年度	18.2	R4 年度	19.5
R2 年度	16.8	R5 年度	18.5

3 計画策定体制・経過

教育委員会定例会

回	開催日	付議案件
令和6（2024）年		
第2回	1月26日	立川市第4次学校教育振興基本計画の策定方針について
第6回	3月25日	立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について
第7回	4月12日	立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について
第8回	4月24日	立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について
第13回	7月12日	立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会及び立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会の構成について
令和7（2025）年		

立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会

回	開催日程	主な議事
第1回	令和6年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会の目的、検討内容、進め方について ○ 立川市第3次学校教育振興基本計画の進捗状況について ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画の骨子(案)について
第2回	令和6年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回の振り返りについて ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画の骨子(案)について
第3回	令和6年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画(素案の案)について
第4回		○
第5回		○

立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会名簿

(敬称略)

	氏名	所属団体等
委員長	末松 裕基	東京学芸大学准教授
職務代理	橋本 憲幸	山梨県立大学准教授
委員	藤畑 志保	小学校PTA連合会
委員	小野 克城	中学校PTA連合会
委員	坂下 香澄	青少年健全育成地区委員長連絡会
委員	竹内 聡子	認定特定非営利活動法人 育て上げネット
委員	嶋田 敦子	公募市民
委員	森 幹彦	公募市民
委員	島村 雄次郎	市立小学校長会
委員	山口 聡	市立中学校長会

立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和7年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第4次学校教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、別表第1に掲げる者につき教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の中から委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる者を充てる。

3 幹事は、委員長の命を受け、委員会が行う調査及び検討を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課、教育委員会事務局教育部学務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公募市民 2人以内
- (3) 関係団体等が推薦する者 6人以内

別表第2（第7条関係）

- (1) 教育委員会事務局教育部長
- (2) 教育委員会事務局教育部教育総務課長
- (3) 教育委員会事務局教育部学務課長
- (4) 教育委員会事務局教育部指導課長
- (5) 教育委員会事務局教育部教育支援課長
- (6) 教育委員会事務局教育部学校給食課長
- (7) 教育委員会事務局教育部主任指導主事
- (8) 教育委員会事務局教育部統括指導主事

立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議

回	開催日	検討内容
第1回	令和6年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定のスケジュールについて ○ 現計画の振り返りについて
第2回	令和6年5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定のスケジュールについて ○ 学校教育振興基本計画検討委員会（外部委員会）について ○ 施策体系（案）について ○ 東京都教育ビジョン（第5次）について
第3回	令和6年5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画策定のスケジュールについて ○ 学校教育振興基本計画検討委員会（外部委員会）について ○ 施策体系（案）について
第4回	令和6年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立川市第4次学校教育振興基本計画素案（案）について ○ スケジュールについて

立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 令和7年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第4次学校教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第4次学校教育振興基本計画策定検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育委員会事務局教育部長を、副会長は、教育委員会事務局教育部教育総

務課長を充てる。

3 委員は、別表に掲げる職員を充てる。

4 会長は、必要に応じ、前項に規定する職員のほか、別の職員を委員に充てることができる。

(会長)

第4条 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見聴取)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課、教育委員会事務局教育部学務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局教育部学務課長、教育委員会事務局教育部指導課長、教育委員会事務局教育部教育支援課長、教育委員会事務局教育部学校給食課長、教育委員会事務局教育部主任指導主事及び教育委員会事務局教育部統括指導主事

立川市第4次学校教育振興基本計画
令和〇（202〇）年〇月発行

発行 立川市教育委員会
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の9
電話 042 - 523 - 2111（代表）
FAX 042 - 528 - 1204
ホームページ <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>
編集 立川市教育委員会事務局 教育部教育総務課

